

三次もののけミュージアム交流館売店スペース借り受け者募集要項

三次もののけミュージアム交流館指定管理者
一般社団法人みよし観光まちづくり機構

一般社団法人みよし観光まちづくり機構では、三次もののけミュージアム交流館内にある物販スペース借受け者を募集します。

1 施設の概要

- (1)施設名称 三次地区文化・観光まちづくり交流館(三次もののけミュージアム交流館)
- (2)所在地 三次市三次町 1691 番地 4
- (3)貸出スペース 交流館内物販スペース 24㎡ 及び 倉庫内商品保管スペース(棚)
- (4)賃貸の範囲 別図のとおり

2 貸出の条件

- (1)貸出期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(双方申し出がない場合自動更新)
- (2)賃貸料 三次地区拠点施設設置管理条例に基づき、上限 月額 57,600 円
※ただし、現状を鑑み令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、上限 28,000 円とします。
- (3)貸与備品 商品陳列什器、商品保管用棚他
- (4)施設の休業日及び営業時間
毎週水曜日(水曜日は祝日の場合は次の平日)、および12月29日から1月3日までが休業日です。ただし、臨時開館をする場合があります。営業時間は午前9時30分から午後5時までです。
- (5)営業及び営業時間について
閉館日を除く、午前9時30分から午後5時。(開店時間については要協議)
- (6)施設の開け閉め
施設全体の開け閉めは、指定管理者が行います。棚卸等開館時間以外に作業が発生する場合は、鍵をお貸しします。
- (7)電話・FAXについて
お貸しするスペースに固定電話はありません。発注等でFAXが必要な場合は、指定管理者事務室のFAXを使用できます。
- (8)光熱水費について
電気代及び水道代については、賃貸料に含みます。
- (9)物販販売について
 - ①地域製品の販売を含めてください。
 - ②現在の物品卸取引業者と諸条件について協議の上、できる限り契約を継続できるようお願いします。
- (10)原状回復
契約解除又は貸出期間が満了したときは、借受け者は自己の費用で、指定する期日までに借受けスペースを原状に回復した上で返還してください。但し、一般社団法人みよし観光まちづくり機構が特に認める場合は、この限りではありません。

3 応募資格

- (1)三次市内に本社または事務所がある法人
- (2)暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人に該当しないこと
- (3)市税、消費税、法人税などの滞納がないこと

4 募集期間

令和3年1月22日(金)から2月15日(月)までに下記の提出書類を持ち込み又は郵送によりお申し込みください。窓口の受付時間は、水曜日を除く、9時30分から～17時です。郵送の場合は、記録が残る送付方法(簡易書留等)にしてください。

5 提出書類

- (1) 次のア～カを提出してください。必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがあります。

ア 申込書(別紙様式)

イ 会社概要(別紙様式)

ウ 売店運営に関する事項(別紙様式)

エ 法人登記履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 正本1部(発行日から3か月以内のもの)

オ 市税等に滞納のないことを証明するもの(例:納税証明書 発行日から3か月以内のものに限る。)

エ、オについては、決定後手続きの際にお願いします。なお、書類が確認できない場合は決定の取り消しをいたします。

- (2) 質問の受付

質問がある場合は、質問事項を記入して、電子メールにより、下記の期限までに送付してください。

質問の提出期限 令和3年2月8日(月) 17:00 まで(必着)

質問の送付先 info@miyoshi-dmo.jp ※電子メールの件名を「【質問書】御社名」としてください。

質問に対する回答の公表 令和3年2月9日以降 ホームページに掲載します。

6 決定

受付締切後、提出いただいた書類を評価し決定し、ご連絡いたします。

- 7 申込先 三次市三次町1691番地4 三次もののけミュージアム交流館内
一般社団法人みよし観光まちづくり機構

TEL 0824-62-6150 FAX 0824-53-1870

メール info@miyoshi-dmo.jp

売店貸出範囲

部分

